

## 株式会社善商に係る経緯

### ( 森林法に関すること )

- 平成 2 年 5 月 30 日 伊奈波県事務所林務課に匿名通報があった。  
「保安林内に廃棄物が投棄されているようだ」
- 平成 2 年 5 月 31 日 伊奈波県事務所林務課職員と市農林課職員が現地に赴き、  
産業廃棄物処理許可の看板を確認。
- 平成 2 年 6 月 4 日 伊奈波県事務所林務課が市環境保全課宛照会  
( 6 月 1 日 ) した回答により、県林務課が実施した保安林と  
普通林の境界測量を市農林課職員が手伝った。
- 平成 2 年 6 月 7 日 伊奈波県事務所長が(株)善商に対し、岐阜県達伊林第  
244 号で保安林内への廃棄物の持ち込み中止を命じた。
- 平成 2 年 6 月 7 日 伊奈波県事務所長から岐阜市長 ( 環境保全課 ) に対し、伊林  
第 244 号の 2 で(株)善商が保安林内に産業廃棄物を大量に堆積  
しているので適切な処分又は指導のお願いが通知された。
- 平成 2 年 7 月 30 日 伊奈波県事務所長は(株)善商に対し、岐阜県達伊林第 406 号で  
復旧命令を行った。  
( 復旧期限平成 3 年 11 月 30 日 )  
復旧に必要な行為の内容  
産業廃棄物 89.500 ? ( 保安林内 75.700 ? ; 隣接区域法  
部分 13.800 ? ) を全部撤去すること。  
撤去跡地には、3.3 m<sup>2</sup>当たり 1 本の割合でスギ、ヒノキ、  
ヤマハンノキを植栽すること。
- 平成 2 年 7 月 30 日 伊奈波県事務所林務課長から岐阜市農林課長並びに岐阜市環境  
保全課長に対し、(株)善商に対し上記命令を下した旨が通知され  
た。

- 平成 4 年 11 月 30 日 伊奈波県事務所長は(株)善商に対し、伊林第 670 号の 2 で復旧期限の延長承認を通知した。  
通知の内容  
保安林内の堆積物については、平成 5 年 11 月末日までに除去すること。  
除去後の植栽期限は、平成 6 年 3 月末日とする。
- 平成 4 年 12 月 1 日 伊奈波県事務所長から岐阜市長（環境総務課）に対し、伊林第 670 号の 5 で(株)善商の復旧期限延長（平成 6 年 3 月 31 日）の意見照会が通知された。
- 平成 6 年 3 月 25 日 伊奈波県事務所長は(株)善商に対し、伊林第 1024 号の 2 で復旧期限の延長承認を通知した。  
通知の内容  
保安林内の堆積物の除去及び植栽の期限は、平成 11 年 3 月 31 日までとする。
- 平成 8 年 2 月 20 日 岐阜県は現地において保安林部分の復旧がおおむね完了したことを確認した。  
（以降、平成 11 年度まで伊奈波県事務所が巡視し、保安林への新たな堆積が無いことを確認）
- 平成 11 年 4 月 8 日 森林法の一部改正法が施行され、森林の伐採に係る一部の事務が県知事から市長に委譲されたため、森第 2 号で既に県に届出されていた伐採届出書の内、伐採期間が法施行日を跨ぐ 3 件の届出書の引継ぎを受けた。  
なお、この中に現在の(株)善商による不法投棄事案対象区域内に在する土地所有者からの届出書 2 件が含まれていた。
- 平成 14 年 10 月 21 日 現在の(株)善商による不法投棄事案対象区域内に在する土地所有者からの伐採届出書 1 件を受理。
- 平成 16 年 1 月 29 日 現在の(株)善商による不法投棄事案対象区域内に在する土地所有者からの伐採届出書 1 件を受理。